

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

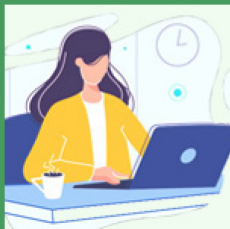
両立支援のひろば

アクセスは
こちらから



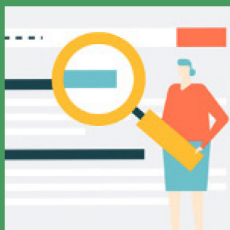
「両立支援のひろば」は、育児・介護休業法に基づく **育児休業取得率の公表** や、
次世代育成支援対策推進法に基づく **一般事業主行動計画の公表** を行うとともに、
仕事と家庭の両立に取り組む企業や働く人を支援するための情報を掲載しているサイトです。

公表する (企業向け)



- 次世代法に基づく一般事業主行動計画の公表
- プラチナくるみん認定企業の次世代育成支援対策の実施状況の公表
- くるみん認定基準における育児休業取得率等の公表
- 育児・介護休業法に基づく育児休業取得率等の公表

検索する (企業・働く人・ 求職者向け)



- 企業の行動計画を参考にしたい。
- 仕事と育児、仕事と介護の両立の取組内容を知りたい。
- 「くるみん」「プラチナくるみん」などの認定企業を検索したい。
- 育児休業取得率等を公表している企業を探したい。

疑問解決



両立支援に取り組む企業の事例

- 企業の好事例について、きっかけや経緯も含めて詳しく知りたい。

お役立ち情報 こんなときは？Q&A集

事業主の方

- 育児・介護休業法の疑問
- くるみんマークの取得
- 両立支援に関する助成金 等

働く方々

- 育児をしながら働くための制度
- 介護をしながら働くための制度 等

自社の両立支援の取組のPRや、法令で定められている情報公表の場としてぜひご活用ください！

令和7年4月1日より
育児・介護休業法、次世代育成支援
対策推進法が改正されています。

- 従業員数300人超の事業主には男性の育児休業等の取得状況の公表が義務付けられています。
- 従業員数100人超の事業主には一般事業主行動計画に「男性育休の取得状況」「時間外・休日労働時間の状況」に係る数値目標を設定することが義務付けられています。



就業規則の自主点検機能が追加されました！

自社の育児・介護休業等に関する就業規則について、客観的に点検・評価するためのチェックリストに回答していただくことにより、育児・介護休業法に適合しているかチェックできます。

1. アカウント登録(ログイン)



両立支援のひろばトップ画面右上【自主点検サイト】をクリックすると、自主点検サイトのログイン画面にアクセスできます。



自主点検サイト

※一般事業主行動計画公表サイトトップ画面、両立診断サイトトップ画面などからもアクセス可能です。

ログインID・PW・企業情報の登録後、自主点検入力画面で自主点検が可能です。

※両立診断サイトと同じログインID・PWでログインができます。

※自主点検結果は非公開です。

2. 自主点検(チェックリストへの回答)

分野1: 育児休業 (育児関係制度)

1-1-1 男女とも、申し出ることにより、子が1歳に達するまで、2回に分割して育児休業を取得できますか？
☐ はい ☐ いいえ

分野2: 出生時育児休業 (育児関係制度)

1-2-1 男女ともに申し出ることにより子の出生後8週間のうちに4週間、2回に分割して出生時育児休業(産後パパ育休)を取得できますか？
☐ はい ☐ いいえ

分野ごとに設問に回答をしていきます。

回答の一時保存もできますので、業務都合に応じて、少しずつ回答を進めていくことも可能です。

3. 自主点検結果の確認

分野1: 育児休業 (育児関係制度)

1-1-1 男女とも、申し出ることにより、子が1歳に達するまで、2回に分割して育児休業を取得できますか？
☒ いいえ

【解説】育児・介護休業法に則り、就業規則の見直しが必要となります。
育児休業は申し出ることにより、2回に分割して取得できます。ただし、有期雇用労働者の労働契約更新に伴う再度の申出は育児休業の回数制限の対象には含まれません。また、配偶者の死亡等、特別な事情がある場合も育児休業の回数制限の対象には含まれません。

「点検結果表示」ボタン をクリックすると、点検結果を見ることができます。

法定基準を満たしていない設問がある場合は解説文が表示されます。

表示された解説文を参考にしていただくことで、法令に適合する形で、就業規則の見直しを進めていただけます。

※画面はイメージ図のため、一部デザインが変更になる可能性があります。

自社の就業規則が育児・介護休業法に適合しているかを手軽に確認できます。

就業規則等の見直しの際に、ぜひお役立てください。

両立支援のひろば

両立支援のひろば



<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

